（参考：記載例）　会則

（名称）
第１条
　本会は、●●●●●と称する。

（目的）
第２条
　本会は、●●●を通じて健康及び体力の維持増進を図るとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（役員）
第３条
　本会構成員の中から代表１名、副代表１名、会計１名を置く。選任方法は年１度の投票とする。

（活動方針）
第４条
　●●●●●

（危険負担）
第１２条
　本会の活動は、本会または構成員の責任において実施し、活動中に起きた事故等においては、本会または構成員が自己の責任により負担する。
２　中野区スポーツ・コミュニティプラザ施設の瑕疵によるものを除き、中野区及び中野区地域スポーツクラブに対して責任を求めない。

（その他）
第１３条
　本会則の改廃については、総会の議決を経て行う。